

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
コミュニティ施設ピカリンホール使用料	北会津支所 まちづくり推進課 (58-1801)	大ホール ・午前（午前9時から午後1時まで） ・午後（午後1時から午後5時まで） ・夜間（午後5時から午後9時まで）	3,240 3,240 6,480	3,300 3,300 6,600
		市民ラウンジ ・午前（午前9時から午後1時まで） ・午後（午後1時から午後5時まで） ・夜間（午後5時から午後9時まで）	2,160 2,160 4,320	2,200 2,200 4,400
八田地区交流センター使用料	河東支所 住民福祉課 (75-2111)	ホール ・午前（午前9時から正午まで） ・午後（正午から午後5時まで） ・夜間（午後5時から午後9時まで）	2,160 3,240 4,320	2,200 3,300 4,400
行政財産使用料	総務課 (39-1211)	土地使用料（※使用期間が1月に満たないもの） 及び建物使用料	算出した額に 100分の108を 乗じて得た額	算出した額に 100分の110を 乗じて得た額
し尿くみ取り手数料（清掃手数料）	廃棄物対策課 (27-3961)	一般世帯 ・180ℓまで ・180ℓを超えるくみ取りで18ℓを増すごとに加算 する額	1,000 100	1,020 100
犬、ねこ等死体処理手数料等		事業所等 ・180ℓまで ・180ℓを超えるくみ取りで18ℓを増すごとに加算 する額	1,630 160	1,660 160
		犬、ねこ等の死体処理手数料 ・死体処理 1体につき 犬、ねこ等死体収集運搬加算金 ・収集運搬 1回につき	1,020 1,020	1,040 1,040
ふれあいの湯利用料	健康増進課 (39-1245)	市民の方が利用する場合 （普通利用） ・小学生 ・70歳以上の利用者 ・身体障がい者 ・その他の利用者	150 200 150 300	150 210 150 310

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
若松城天守閣入場料	観光課 (39-1251)	大人（個人・15歳以上の者）	410	410
		小人（個人・6歳以上15歳未満の者）	150	150
隣閣観覧料		大人（個人・15歳以上の者）	200	210
会津町方伝承館使用料	商工課 (39-1252)	企画展示室 ・午前（午前9時から正午まで） ・午後（正午から午後3時まで） ・午後（午後3時から午後6時まで） ・全日（午前9時から午後6時まで）	1,080 1,080 1,080 3,240	1,100 1,100 1,100 3,300
勤労青少年ホーム使用料		講習室 集会室 茶道講習室 料理講習室	1,080 750 750 1,620	1,100 770 770 1,650
基幹集落センター使用料	農政課 (39-1253)	生活改善研修室 ・全室使用の場合 ・半室使用の場合 多目的ホール	860 430 1,620	880 440 1,650
北会津農村環境改善センター使用料		農事研修室 小会議室 大研修室	1,080 430 1,620	1,100 440 1,650
河東農村環境改善センター使用料		会議室 農事相談室 多目的ホール	640 430 1,620	660 440 1,650
多目的農村広場使用料		多目的広場	1,620	1,650
ヘリポート使用料		着陸料 停留料（午前8時から午後5時まで、1時間につき）	3,240 720	3,300 730
公設地方卸売市場施設使用料等		詳細は、農政課へお問い合わせください。		

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
都市公園使用料（有料公園施設）	花と緑の課 (39-1262)	貸切り利用（1面1時間） ・一般 ・生徒等	320 210	330 220
会津庭球場				
武徳殿		夜間貸切り利用（アマチュアスポーツに利用する場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	320 160	330 160
鶴ヶ城公園弓道場		昼間貸切り利用（アマチュアスポーツに利用する場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	160 70	160 70
第二球場		アマチュアスポーツに利用する場合、1時間につき ・一般 ・生徒等	320 160	330 160
会津水泳場		50メートルプール貸切り利用（アマチュアスポーツに利用する場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	2,160 1,080	2,200 1,100
鶴ヶ城体育館		昼間全面貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	860 430	880 440
あいづ球場		アマチュア野球に利用する場合（入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	2,100 1,050	2,140 1,070
会津総合運動公園テニスコート		1面1時間 ・一般 ・生徒等	320 210	330 220
あいづ総合体育館		メインアリーナ昼間全面貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	1,290 640	1,320 660
あいづドーム		昼間全面貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	1,810 900	1,840 920
あいづ陸上競技場		貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	17,280 8,640	17,600 8,800
多目的広場サッカー・ラグビー場		貸切り利用（1面1時間） ・一般 ・生徒等	1,080 540	1,100 550
大塚山納骨堂使用料		期限付納骨壇に収蔵する場合 永年合葬室に収蔵する場合	87,420 51,420	89,040 52,380
市営墓地管理料		大塚山墓園 真宮墓地公園 一本木墓園 冬木沢墓園 （各1㎡につき年額）	1,290 540 410 1,020	1,320 550 410 1,040

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
道路占用料	道路維持課 (39-1267)	占用期間が1月に満たない占用料	算出した額に 100分の108を 乗じて得た額	算出した額に 100分の110を 乗じて得た額
河川流水占用料等		流水占用料 土石採取料その他の河川算出物採取料	算出した額に 100分の108を 乗じて得た額	算出した額に 100分の110を 乗じて得た額
少年の家使用料	あいづっこ育成推進室 (39-1304)	半日 1日	320 540	330 550
會津風雅堂ホール使用料等	文化課 (39-1305)	ホール（平日） ・午前（午前9時から正午まで） ・午後（午後1時から午後5時まで） ・夜間（午後6時から午後10時まで） ・全日（午前9時から午後10時まで）	19,440 30,240 37,800 78,730	19,800 30,800 38,500 80,190
文化センターホール使用料等		ホール（平日・入場料を徴収しない場合） ・午前（午前9時から午後1時まで） ・午後（午後1時から午後5時まで） ・夜間（午後5時から午後9時まで） ・全日（午前9時から午後9時まで）	8,640 8,640 10,800 24,840	8,800 8,800 11,000 25,300
会津能楽堂使用料		全館 ・午前（午前9時から午後1時まで） ・午後（午後1時から午後5時まで） ・夜間（午後5時から午後9時まで） ・全日（午前9時から午後9時まで）	6,480 6,480 8,640 21,600	6,600 6,600 8,800 22,000
御薬園観覧料、施設使用料		観覧料 ・大人（個人） ・高校生（個人） ・小・中学生（個人）	320 270 160	330 270 160
市民スポーツ施設利用料金 市民ふれあいスポーツ広場		ふれあい体育館メインアリーナ 昼間全面貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	430 210	440 220
小松原多目的運動場	運動場（アマチュアスポーツに利用する場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	540 270	550 270	
河東総合体育館	アリーナ昼間全面貸切り利用（アマチュアスポーツに利用・入場料を徴収しない場合、1時間につき） ・一般 ・生徒等	430 210	440 220	
コミュニティプール	個人利用（市民・2時間） ・大人 ・高校生 ・小学生及び中学生	540 430 210	550 440 220	
第六中学校校庭夜間照明施設使用料	4基点灯 6基点灯 6基特殊点灯 8基点灯	2,160 3,240 3,780 4,320	2,200 3,300 3,850 4,400	

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
生涯学習総合センター使用料	生涯学習総合センター (22-4700)	多目的ホール（1時間）	1,540	1,570
		市民ギャラリー（1時間）	200	200
公民館使用料	中央公民館 (22-4700)	クッキングスタジオ ・器具を使用するとき	410	410
		・器具を使用しないとき	200	200
		和室	100	100
		茶室	410	410
		研修室1	200	200
	中央公民館神指分館 (22-1782)	日本間	430	440
		会議室	430	440
	北公民館 (25-4044)	会議室1	860	880
		日本間の1	430	440
		調理室	430	440
南公民館 (27-4835)	会議室1	860	880	
	日本間の1	430	440	
	調理室 ・器具を使用するとき	1,620	1,650	
大戸公民館 (92-2373)	・器具を使用しないとき	430	440	
	会議室	320	330	
一箕公民館 (25-0997)	講堂	1,620	1,650	
	日本間1	430	440	
	会議室1	860	880	
東公民館 (27-6381)	講義室1	430	440	
	日本間1	430	440	
	会議室1	860	880	
湊公民館 (93-2461)	講義室1	430	440	
	日本間1	430	440	
北会津公民館 (58-3111)	会議室	970	990	
	視聴覚室	640	660	
	和室	1,080	1,100	
河東公民館 (75-2127)	研修室	2,160	2,200	
	大ホール	3,240	3,300	
	第1研修室	1,940	1,980	
河東公民館 (75-2127)	調理実習室	1,940	1,980	
	大ホール	4,100	4,180	

○使用料・手数料等改定一覧表

(単位：円)

使用料・手数料名	担当課（問合せ先）	使用料・手数料改定の一例		
		種別・単位	9月30日までの料金	10月1日以降の料金
水道料金	水道部総務課 (22-6073)	基本料金及び水量による料金の合計額	算出した額に 100分の108を 乗じて得た額	算出した額に 100分の110を 乗じて得た額
水道加入金、工事費	水道部施設課 (22-6177)	水道加入金及び工事費の額		
下水道使用料	下水道課 (39-1264)	使用者が排除した汚水の量に応じ 算出した額	算出した額に 100分の108を 乗じて得た額	算出した額に 100分の110を 乗じて得た額
農業集落排水処理施設使用料				
個別生活排水処理施設使用料				
下水道及び農業集落排水処理施設の加入金		旧北会津村の区域内において、排水設備の確認 (新設工事) 1件	54,000	55,000

※使用料・手数料改定の額については、端数処理の関係により、料金が据置となったものについても一部掲載しています。
(消費税率を乗じて算出する使用料以外の使用料・手数料については、10円未満は切捨てとしています。)

※経過措置として、改定前の額に据え置きとなる場合がありますので、詳細は「使用料・手数料等改定時の経過措置の内容」をご確認ください。